

建設工事における入札参加資格要件について

平成24年7月

平成28年6月改正

工事品質の確保のため、過去の低評点工事の施工業者に対する入札参加資格要件を下記の通りといたします。

1. 対象とする工事：水道施設工事（「配水管布設工事」を除く）・電気工事・電気通信工事・機械器具設置工事等で請負対象額3,500万円以上の工事
2. 対象となる業者：過去2年間に64点以下の評定点の工事（低評点工事）を行った業者
3. 付加する入札参加資格要件：低評点工事が過去2年間に
1回有る場合⇒主任（監理）技術者には品質確保対策に専念していただくため、現場代理人との兼務を認めません。
2回以上有る場合⇒当該年度、一般競争入札参加資格を認めません。
4. 周知の方法
該当する入札については、公告の資格要件を示す記載に3.の内容を明記します。